

四 半 期 報 告 書

(第43期第 3 四半期)



新日本空調株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月7日
【四半期会計期間】	第43期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
【会社名】	新日本空調株式会社
【英訳名】	Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 橋 薫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
【電話番号】	03-3639-2700(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 楠 田 守 雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
【電話番号】	03-3639-2700(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 森 本 利 彦
【縦覧に供する場所】	新日本空調株式会社 関東支店 (千葉県中央区中央一丁目11番1号) 新日本空調株式会社 横浜支店 (横浜市中区住吉町四丁目45番1号) 新日本空調株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 新日本空調株式会社 大阪支店 (大阪市西区土佐堀二丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第42期 第3四半期 連結累計期間	第43期 第3四半期 連結累計期間	第42期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
完成工事高 (百万円)	45,577	50,793	74,331
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,551	△212	962
四半期純損失(△) 又は当期純利益 (百万円)	△839	△382	652
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,167	△1,498	136
純資産額 (百万円)	25,880	25,305	27,184
総資産額 (百万円)	59,123	61,443	67,372
1株当たり四半期純損失金額(△) 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	△33.26	△15.14	25.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	43.8	41.2	40.3

回次	第42期 第3四半期 連結会計期間	第43期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△8.55	16.11

(注) 1 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。

2 第42期第3四半期連結累計期間および第43期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 第42期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社ならびに子会社4社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中、欧州債務危機などによる海外経済減速懸念や円高背景の影響により、下振れ懸念が拭えない状況が続いています。

建設業界におきましても、震災復旧・復興のための政府・民間建設投資も回復基調が見込まれているものの、製造業における海外シフトや電力供給制約、デフレ懸念、雇用情勢の悪化懸念等、依然として厳しい経営環境にあります。

こうした環境の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、完成工事高507億9千3百万円（前年同四半期比11.4%増）、営業損失3億5千9百万円（前年同期 営業損失17億4千6百万円）、経常損失2億1千2百万円（前年同期 経常損失15億5千1百万円）、四半期純損失3億8千2百万円（前年同期 四半期純損失8億3千9百万円）となりました。また、受注高につきましては、628億6千6百万円（前年同四半期比24.6%増）となりました。

なお、当社グループの売上高は、通常の営業の形態として、工事の完成時期が期末に集中する傾向が強く、一方で、販売費及び一般管理費などの固定費はほぼ恒常的に発生するため、利益は期末に偏るという季節的変動があります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における総資産は、614億4千3百万円となり、前連結会計年度に比べ59億2千8百万円減少しております。主な要因は、受取手形・完成工事未収入金の減少59億4千1百万円であります。

負債は、361億3千7百万円となり、前連結会計年度に比べ40億5千万円減少しております。主な要因は、支払手形・工事未払金の減少12億5千5百万円と、短期借入金の減少23億5千4百万円であります。

純資産は、253億5百万円となり、前連結会計年度に比べ18億7千8百万円減少しております。主な要因は、利益剰余金の減少7億6千万円と、その他有価証券評価差額金の減少10億8千7百万円であります。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社ウェブサイト (<http://www.snk.co.jp>) に掲載しております当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創出し、社会的に信頼される技術とサービスを提供する企業の実現を目指す」との企業理念のもと、空気・水・熱に関する高度な技術を駆使し、地球環境に配慮した空気質環境を創造するとともに、株主・顧客・職員をはじめ全てのステークホルダーの人々との信頼関係を大切にし、豊かで潤いのある社会資本の形成発展に貢献する会社であることに努めております。

当社は、近代空調のパイオニアである米国キャリア社と三井グループ企業の合併により1930年に設立された「東洋キャリア工業」を前身とし、1969年に設立されました。東洋キャリア工業は満州鉄道特急アジア号での“世界初”全列車空調や、“日本初”の原子炉空調を手掛けており、当社は、その高い技術力と時代をリードするパイオニア精神、「新しいもの」に取り組むチャレンジ精神を受け継ぎ、超高層ビル、大型ホテル、総合病院、ドーム球場、教育文化施設や空港施設、大型地域冷暖房施設、半導体や液晶工場等のクリーンルーム、原子力施設に至るまで、様々な施設に独自の技術力を活かしながら貢献し、空調エンジニアリング会社として研鑽を重ねてまいりました。当社の歴史は日本における空調技術の歴史そのものであり、今後も、企業価値の向上、株主共同の利益の確保と向上のため、より一層、技術力を高めてまいります。

当社は、高度な技術力とその担い手となる職員が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

空調の草分け企業として当社を支えるものは、高い技術力であります。当社は従来より建物新築時のみならず、リニューアル事業にも先駆的に取り組んでまいりました。地球温暖化をはじめとする環境問題が地球規模の大きなテーマとなっている中、建物の付加価値を高め、省エネ化、省資源化、ICTに対応し、建物を長期にわたり維持・管理するための積極的なリニューアルが求められています。当社は、豊かな経験ときめ細やかな調査、様々なシミュレーション技術により、設備の機能を分析、評価し、活用することでメンテナンス&ロングライフサービスに取り組んでおります。

また、CO₂の排出量を抑制できるエネルギーソースである原子力発電ですが、当社は国内の原子力発電所の約40%の施工実績があります。原子力用空調のリーディングカンパニーとして、今後も原子力発電プラントの安全・安定運転に寄与する技術を提供することが当社の使命であります。保守・保全・改修対応や耐震強化の実施を強化推進しており、また、設備の診断・改善技術や状態監視技術の開発等、永年培った独自の技術力で、原子力施設の計画から設計、施工、保守、リノベーションに至るまで一貫して対応しております。

このように当社が業界最先端の企業であり続け、独創的で差別化可能な技術力・開発力を保持し、安全・品質・価格・納期面でお客様に満足していただけるサービスを提供し続けるためには、高度な技術力・開発力と優れた人格を持つ職員が不可欠であると考えております。長年の経験に裏付けされた当社独自の人材開発システムにより、何事においても当事者意識を持って取り組む職員の育成に努めております。

② 中期経営計画について

当社を取り巻く環境は、多少回復基調にはあるものの、設備投資の抑制や公共建設投資の縮減傾向を受け厳しい状況が続いております。かかる環境下、中長期的な企業活動の継続と発展を実現させ、企業価値の向上については株主共同の利益の確保と向上を図るためには、長年にわたり蓄積してきた技術力とノウハウをベースに、事業の運営を進めることが極めて重要なことであると認識しております。

これを踏まえ中期経営計画では、①顧客ニーズに応える全社一丸体制の推進、②中核独自分野での事業推進力の向上と新成長分野への積極投資、③経営資源の最適活用とコーポレートガバナンスの追求、を基本課題としており、これらの課題を達成することにより社会貢献と企業価値の向上を目指すとともに、業績向上に注力しております。

③ コーポレートガバナンスの強化について

当社は、経営環境の急激な変化に対応するため、迅速な意思決定ができる以下の経営体制をとるとともに、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

(a) 当社は平成14年4月より執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および業務遂行の迅速化を図っております。なお、取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については経営会議において協議し、迅速かつ適切な運営を図っております。

(b) 当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は3名の社外監査役を含む4名体制で、適正に機能しております。各監査役は取締役会、および重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従い、取締役等に営業の報告を求め、重要な書類を閲覧し、また各部門や当社グループ会社へ往査のうえ業務および財産の状況を調査しており、公正かつ的確に監査を実施しております。なお各監査役は、監査役会および監査役連絡会などを通して、意見交換を密にしながら監査の実効性向上に努めております。

(c) 当社の内部監査を行う内部統制部は、社長直轄としております。監査役と毎月の定例業務連絡会を含め、十分な連携を図りながら、当社各部門および当社グループ会社に対し、定期的に業務執行状況についての内部監査を実施し、経営方針に対する運営管理状況と諸基準に対する適合性を評価し、経営意思の浸透状況を社長に報告しております。

(d) 当社の会計監査および内部統制監査については、有限責任監査法人トーマツより、独立の立場から監査を受けております。監査法人とは日頃から監査方法等に関する意見交換を密に行っているほか、監査の総合的かつ詳細な報告を受けるなど、緊密な連携をとっております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行ったりすること等を可能にすることが必要であると考えております。

当社は、上記の理由により、平成22年6月24日開催の第41回定時株主総会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成19年6月22日開催の第38回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」とい

ます。)を導入しており、本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合における対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

② 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は大幅に希釈化される可能性があります。

③ 独立委員会の設置と同委員会への諮問

対抗措置の発動、不発動等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、本プランに定めた対抗措置の発動等に関して、当社取締役会は、独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任するものとし、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

④ 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

4) 本プランの高度な合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① 買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件を完全に充足していること
- ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新したこと

- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ⑤ 対抗措置に係る合理的な客観的発動要件の設定
- ⑥ 取締役会および独立委員会による外部専門家の意見の取得の確保
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.snk.co.jp/ir/boueisaku.html>

（4）研究開発活動

当社は、企業行動憲章のひとつに「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスの提供」を掲げています。

そして、これらの研究開発を具現化するにあたっては、「技術戦略委員会」が主導し、技術開発研究所をはじめとする各事業部門などの全社組織に加え、有力な技術を持つ企業や大学等の社外パートナーと連携を図りながら展開しています。

今年度は、「微粒子可視化技術」の更なる進化を継続して推進するとともに、省エネルギー技術の研究開発、健康や快適性を提供する技術開発、現場の差別化を図る施工技術開発に取り組んでいます。

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は184百万円であります。

（主な研究開発活動）

1) 微粒子可視化技術を核とした「ビジュアルソリューション事業」の推進

浜松ホトニクス㈱との協業体制を継続しながら、微粒子可視化技術の応用範囲を広げるべく活動を行なっています。今年度は、これまで実績が豊富な半導体・液晶産業や、フィルム・ガラス・2次電池・太陽電池・自動車塗装に加え、製薬、医療・福祉分野への拡大を進めています。

2) 次世代型ヒートポンプシステム研究開発

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に東京大学、東京電力㈱と共同応募して採択された「デシカント・蒸気圧縮式ハイブリッド型ノンフロストヒートポンプの研究開発」に取り組んでいます。この研究開発で得られた技術を適用することにより、エアコンのA F P（通年エネルギー消費効率）で1.5倍を目標とし、平成24年度まで研究開発を行います。

3) 独自（差別化）技術の開発

① 殺菌・脱臭技術の開発

気化式加湿器の衛生対策として銀イオンにて細菌・真菌を大幅に低減させる「Ag-ion Master」を開発し展開しています。また、防カビ・抗菌コイルの開発や、光触媒と活性炭を組み合わせた光触媒脱臭フィルターなど、殺菌・脱臭技術の開発を進めています。

② 建築設備維持保全管理業務支援プログラムソフトの開発

空調・衛生・電気設備機器などの中長期にわたる設備維持保全管理業務支援ソフトを開発し、省エネ、節電対策等を取り込んだリニューアル・修繕計画と結びつけ、建物のライフサイクルに対しワンストップでの対応に向けて展開しています。

③ ドライエア供給システムの開発

二次電池を製造する上で必要な低露点環境を提供する省エネ型「ドライエア供給システム」を開発し、ドライルームの運用環境に対する測定・評価や生産現場環境の把握や問題点を解決する当社独自のソリューションサービスと合わせて展開しています。

④ 快適性・知的生産性を維持しながら節電させる技術開発

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の平成23年度「省エネルギー革新技術開発事業（電力需給緊急対策）」に、㈱東芝と共同して「省エネルギーで快適な空調制御手法」のテーマで応募し採択されました。オフィスの快適性、知的生産性を維持しながらも節電を図る技術開発を平成24年度まで行います。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,252,100
計	84,252,100

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,282,225	25,282,225	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	25,282,225	25,282,225	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日	—	25,282	—	5,158	—	6,887

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,173,100	251,731	—
単元未満株式	普通株式 74,225	—	—
発行済株式総数	25,282,225	—	—
総株主の議決権	—	251,731	—

(注) 1 株式会社証券保管振替機構名義の株式が「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に300株(議決権3個)、「単元未満株式」欄の普通株式に80株それぞれ含まれております。

2 当社所有の自己株式が「単元未満株式」欄の普通株式に92株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋 浜町2-31-1	34,900	—	34,900	0.1
計	—	34,900	—	34,900	0.1

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,765	4,625
受取手形・完成工事未収入金	37,966	32,025
有価証券	1,002	797
未成工事支出金	984	2,898
その他のたな卸資産	12	125
繰延税金資産	1,358	1,688
その他	1,880	1,722
貸倒引当金	△198	△165
流動資産合計	47,772	43,716
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	2,463	2,361
その他（純額）	896	849
有形固定資産合計	3,359	3,211
無形固定資産	384	300
投資その他の資産		
投資有価証券	12,400	10,652
繰延税金資産	486	765
その他	4,167	3,063
貸倒引当金	△1,197	△266
投資その他の資産合計	15,855	14,215
固定資産合計	19,599	17,726
資産合計	67,372	61,443

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	26,260	25,004
短期借入金	6,700	4,346
未払法人税等	271	12
未成工事受入金	1,477	1,353
工事損失引当金	1,251	2,131
引当金	117	104
その他	1,918	1,236
流動負債合計	37,997	34,188
固定負債		
長期借入金	825	780
退職給付引当金	1,217	1,055
その他	147	113
固定負債合計	2,190	1,948
負債合計	40,188	36,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,158	5,158
資本剰余金	6,887	6,887
利益剰余金	14,437	13,676
自己株式	△22	△22
株主資本合計	26,461	25,699
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	858	△228
為替換算調整勘定	△135	△165
その他の包括利益累計額合計	722	△394
純資産合計	27,184	25,305
負債純資産合計	67,372	61,443

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
完成工事高	45,577	50,793
完成工事原価	42,640	47,302
完成工事総利益	2,936	3,490
販売費及び一般管理費	4,683	3,850
営業損失(△)	△1,746	△359
営業外収益		
受取利息	32	24
受取配当金	182	160
その他	110	39
営業外収益合計	325	225
営業外費用		
支払利息	18	18
為替差損	103	53
その他	8	5
営業外費用合計	130	77
経常損失(△)	△1,551	△212
特別利益		
固定資産売却益	—	11
投資有価証券売却益	—	44
投資有価証券割当益	108	—
貸倒引当金戻入額	43	—
その他	4	4
特別利益合計	156	60
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	1	0
投資有価証券評価損	0	62
賃貸借契約解約損	—	21
減損損失	※2 5	—
災害損失	—	※3 10
特別損失合計	7	96
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,402	△247
法人税、住民税及び事業税	44	66
法人税等調整額	△607	68
法人税等合計	△563	134
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△839	△382
四半期純損失(△)	△839	△382

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	△839	△382
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△266	△1,087
為替換算調整勘定	△61	△29
その他の包括利益合計	△327	△1,116
四半期包括利益	△1,167	△1,498
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,167	△1,498

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は138百万円減少し、法人税等調整額は129百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)																
1 当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、第4 四半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の各四半期の完成工事高の間に著しい相違があり、各四半期の業績に季節的変動があります。	1 同左																
※2 当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。																	
<table><tr><td>場所</td><td>用途</td><td>種類</td><td>金額</td></tr><tr><td>シンガポール</td><td>事業用資産</td><td>建物</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>スリランカ</td><td>事業用資産</td><td>ソフトウェア</td><td>0百万円</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>5百万円</td></tr></table>	場所	用途	種類	金額	シンガポール	事業用資産	建物	4百万円	スリランカ	事業用資産	ソフトウェア	0百万円	合計			5百万円	
場所	用途	種類	金額														
シンガポール	事業用資産	建物	4百万円														
スリランカ	事業用資産	ソフトウェア	0百万円														
合計			5百万円														
当社は、事業用資産については管理会計上の区分（支店等）ごとに、遊休資産および賃貸用資産については個別の物件ごとに、また、連結子会社については会社単位でグルーピングを行っております。その結果、上記の事業用資産については、収益性の回復が見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失5百万円（建物4百万円、ソフトウェア0百万円）として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としており、重要性があるものについては不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等に合理的な調整を行って算出した金額を採用しております。	※3 当社グループは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、復旧支援費用（10百万円）を災害損失として計上しております。																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 293百万円	減価償却費 280百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	189	7.50	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	189	7.50	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	189	7.50	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	189	7.50	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループは設備工事業単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	33.26円	15.14円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	839	382
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	839	382
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,250	25,247

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第43期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 189百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 7円50銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年12月5日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月 7 日

新日本空調株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 原 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 博 嗣 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新日本空調株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月7日
【会社名】	新日本空調株式会社
【英訳名】	Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 橋 薫
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理本部長 楠 田 守 雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
【縦覧に供する場所】	新日本空調株式会社 関東支店 (千葉県中央区中央一丁目11番1号) 新日本空調株式会社 横浜支店 (横浜市中区住吉町四丁目45番1号) 新日本空調株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 新日本空調株式会社 大阪支店 (大阪市西区土佐堀二丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 高橋 薫 および当社最高財務責任者 楠田 守雄 は、当社の第43期第3四半期(自平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。